

総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議（平成30年秋）の結果について

内閣府地方創生推進事務局

総合特別区域の全38特区（国際7、地域31）について、総合特別区域法（平成23年法律第81号）第10条及び第33条の規定に基づき、指定地方公共団体から平成30年秋協議に係る提案を受け付け、4特区から提案のあった、規制の特例措置（6提案）に係る国と地方の協議を行ってまいりました。

1. 協議の結果（概要）

（1）協議対象

6項目

（2）協議の経緯

平成30年

- 1月～ 実務者間による対面協議、書面協議  
（提案に係る具体的な取組や解決すべき課題等、規制の趣旨、適用の考え方について議論）
- 2月 協議終了
- 3月 総合特区推進本部開催（協議結果のとりまとめ）

(3) 協議結果（内閣府整理）

区分		法令改正等を措置	法令改正等の措置方針	現行制度で対応可	必要に応じ再協議	自治体で再検討	合意に至らず	合計
		i	ii	iii	iv	v	vi	
30年 秋	項目数	2	0	1	2	1	0	0
	割合	33%	0%	17%	33%	17%	0%	0%

○区分（内閣府フラグ）の考え方

- i) 取組を実現するため、法令改正等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの
- ii) 取組を実現するため、法令改正等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの
- iii) 現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの
- iv) 自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの
- v) 一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの
- vi) 国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの

2. 今後の予定

協議の結果、法令改正等を措置することとなったものについては、早期実現へ向け、関係省庁において引き続き検討を進めていきます。また、現行制度で対応可能となったものについては、自治体において事業実施に向けた取組を進めていくこととなります。

なお、これまでの協議において、取組を実現する方向で条件等の詰めの協議を行うこととなったものについては、その後の進捗状況について定期的なフォローアップを行い、公表します。

また、2月下旬より平成31年春協議に係る新たな規制の特例措置に係る提案の受付を開始しています。

# 総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議 (平成30年秋)の結果について①

## 協議の進め方

指定地方公共団体が規制の特例措置を提案【4特区から6項目】

### 国と地方の協議

内閣府の調整の下、指定地方公共団体と関係省庁が直接協議

総合特区推進本部の開催  
(協議結果のとりまとめ)

	法令改正等の措置 を行うことで合意	現行制度で対応可	必要が生じた場 合に改めて協議	提案者側で再検討
平成30年秋	2	1	2	1

# 総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議 (平成30年秋)の結果について②

法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの

## 航空宇宙分野の調査・研究・試験で利用する海外認証を取得した通信機器使用の規制緩和

【アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区（愛知県、岐阜県、三重県、長野県、静岡県ほか）】

### 提案内容

海外の一定の認証（FCC・CE）を取得している通信機器（電波法第4条第1項に定める無線局免許が不要な通信機器に限る。）を用いて、調査・研究・試験を行う場合、「技適」マークを取得していなくても通信機器を使用できるようにする。

これにより海外の高性能な通信機器を用いた研究開発、飛行実験を迅速に実施・検証できるようになり、航空宇宙産業に係る研究開発が推進され、国際競争力の強化に寄与する。

### 協議結果

総務省から、技適を取得していれば免許不要局となるような小電力のWi-Fi等の無線局や、技適を取得していれば携帯電話事業者等が運用できるLTE等の無線局については、我が国の技術基準に相当する技術基準(国際的な標準規格)を満たし、かつ、その規格に割り当てられている周波数を使用する等の条件の下、届出により、最長180日、技適を取得しなくても、実験、試験又は調査の目的で使用できるようにする制度改正を検討しているとの見解が示された。

指定自治体は上記見解を了解したため、協議を終了した。

# 総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議 (平成30年秋)の結果について③

法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの

## とん税・特別とん税の課税に係る合理的取扱い

【ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区（岡山県）】

### 提案内容

水島港の港域は狭隘であるため、入港した外国貿易船がバース待ち\*1を行う際、満船や船舶の全長・載荷重量トン数制限等の理由により、港内指定錨地や不開港\*2（検疫錨地）に待避することができず、やむを得ず一時出港し、他の開港や外洋に待避した後再入港するという事例が生じている。

このような場合、当初入港時に納付したとん税及び特別とん税を再入港時に再度納付しなければならないところ、事業者の責によらない理由で生じている不合理な税負担であることから、再入港時のとん税及び特別とん税を非課税とする。

\*1 係留場所の順番待ちのこと。

\*2 貨物の輸出入及び外国貿易船の出入港が認められている港を開港といい、港に代わり使用される場所で開港以外のものを不開港という。

### 協議結果

財務省から、本件は積荷の準備等（荷役）のために一時待機することが必要な場合、港域が狭隘であるという地理的にやむを得ざる事情により、港外への待避が必要となっているものであり、とん税を課さない場合について定めたとん税法第7条の「これに準ずるやむを得ない理由があるとき」として整理することが適切であるとの見解が示された。また、措置にあたっては、税の公平性の観点から全国一律の措置を講じることが適切であるとの見解が示された。

指定自治体は上記見解を了解したため、協議を終了した。

# 総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議 (平成30年秋)の結果について④

## 現行制度で対応可になったもの

### 高齢者単身世帯での服薬支援ロボット活用場面において、訪問介護員や介護支援専門員による服薬支援(カセット交換)を可能とすることについて

【さがみロボット産業特区(神奈川県)】

#### 提案内容

特区で商品化した服薬支援ロボ®(クラリオン株式会社製、KR1000A)という服薬支援機器は、カセットやピルケースの設計手法に独自のヒューマンエラーを防止する対応策を施している。

現在、当該機器の操作は、訪問薬剤師または訪問看護師が行っているが、当該機器は高いレベルで安全性が担保されていることから、**訪問介護員や介護支援専門員によるカセットの交換作業を行うことを認めていただきたい。**

#### 協議結果

厚生労働省から、特区からの提案内容について、**現行の法令等に抵触しないため、現行法令等に対応可能との見解が示された。**

指定自治体は上記見解を了解したため、協議を終了した。

# 総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議 (平成30年秋)の結果について⑤

必要が生じた場合に改めて協議することになったもの

## 航空機部分品等の免税措置対象の拡大

【アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区（愛知県、岐阜県、三重県、長野県、静岡県ほか）】

### 提案内容

関税暫定措置法により、航空機に使用する部分品及びこれらの製作に使用する素材のうち、本邦において製作することが困難と認められるものについて関税の免税が規定されているところ、地上試験機の航空機部分品等や量産に移行するまでの段階で検査や試験に使用される供試体といった**開発用の航空機部分品等も関税の免税対象とする。**

これにより、航空機の開発・製造コストの低減と製造メーカーの負担減少を図り、航空機産業の国際競争力を強化する。

### 協議結果

財務省から、関税は貨物を輸入する際に課される国境課税措置であり、全国において統一的に運用されるべきものとした上で、本件については、**関税改正プロセスにおける検討が必要**となる旨が示された。その上で、本提案については、**航空機製造業を所管する経済産業省において、その必要性や効果等の詳細な検討や、関税改正要望とするかどうかの判断がなされるものである**との見解が示された。

指定自治体は、上記見解を了解したが、改正要望の検討の際には、免税対象拡充が新たな研究開発を促進し、国内航空機産業の国際競争力強化につながる点に配慮を求めた。また、免税手続の簡素化等運用改善の提案も検討するとした。

以上により、一旦協議を終了するが、指定自治体から提案があった場合は改めて協議を行う。

# 総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議 (平成30年秋)の結果について⑥

必要が生じた場合に改めて協議することになったもの

## 工場建設に係る建蔽率の規制緩和

【アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区（愛知県、岐阜県、三重県、長野県、静岡県ほか）】

### 提案内容

建築基準法において、建築物の建蔽率は都市計画で定められた数値を超えてはならないとされていることから、工場新設の際、想定する大きさの工場を建築することができず、理想とする製造ラインや機械設備を設置できないケースや、工場の増設を計画したものの、適当な用地の確保ができずに断念するケースがある。

工場用地を有効活用できるようにするため、**特区に指定された区域（工業専用地域、準工業地域及び工業地域内に限る）**については、**耐火建築物等又は準耐火建築物等に限って建蔽率の規制を10%緩和していただきたい。**

### 協議結果

国土交通省から、建蔽率は建築基準法に定める数値の中から地方公共団体が都市計画で定めることとなっているため、**当該地域の都市計画に定める数値を引き上げる等により対応可能**である旨が示された。また、平成30年6月27日に公布された「建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）」において、**建蔽率規制の合理化を行っているので必要に応じ活用を検討されたい**との見解が示された。

指定自治体は、提示された建蔽率規制の合理化が適用できないか検討し、必要があれば再提案について検討するとしたため、一旦協議を終了するが、指定自治体から再提案があった場合は改めて協議を行う。

# 総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議 (平成30年秋)の結果について⑦

提案者側で再検討することになったもの

## 富士スピードウェイ周辺におけるレース用車両の公道の走行に関する規制の緩和

【ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区（静岡県）】

### 提案内容

富士スピードウェイ周辺において、道路運送車両法で定める**保安基準に適合しないレース用車両**について、同法第34条の臨時運行や第36条の2の回送運行で認められている着脱式専用ナンバープレートによる**公道の走行を可能とする**。

これにより同地域における自動車関連産業の集積を図るとともに、立地企業との防災協定の締結を通じて防災・減災機能を充実させる。

### 協議結果

国土交通省から、保安基準に適合しないレース用車両の公道の走行にあたり、**保安基準の緩和が必要な項目を精査し、それに対する安全確保及び環境保全のための対策を検討されたい**との見解が示された。

指定自治体は、上記見解で示された検討及び関係機関との調整を行うとしたため、一旦協議を終了する。

再提案に向けて、指定自治体は再検討を行う。